

## 無償資金協力に係る事後評価票

(注)本案件は外務省評価案件であり、外務省による一次評価を踏まえ外部有識者による二次評価を実施していますので、評価項目ごとの二次評価結果を追記しています。  
二次評価の概要については、外務省ホームページに掲載されている無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成20年度)をご参照下さい。

担当公館名：在コートジボワール日本国大使館	
国名：ブルキナファソ	案件名：ギニア・ウォーム撲滅対策飲料水供給計画
E／N署名日：1998年5月20日	供与限度額：13.15億円
先方実施機関：農業・水利・水産資源省水総局	完工日：2001年3月7日
他の関連協力：	
1. 案件の目的 (B/D 時の目標・想定効果を記載)	<p>ブルキナファソではギニア虫症(ギニア・ウォーム)の罹患数が3,231件(1996年)に達しており、その撲滅は同国の緊急課題となっている。本計画の対象地域となっている中央北部地域の10県では、上記全国罹患件数の55%を占める1,785件が報告されている。</p> <p>適切な給水源を有しない対象地域住民は、不衛生な表流水又は滯留水を利用せざるを得ず、このためギニア・ウォームの多発、再発を防止できない要因となっている。ギニア・ウォームの撲滅には、清浄な生活用水を住民に供給するのが最良の方法である。本計画の目的は、上記10県におけるギニア・ウォームの発生村落に深井戸施設を新設し、清浄な生活用水の供給を通してギニア・ウォームの撲滅を図るものである。</p>
2. 案件の内容	新たに掘削機1台他の井戸掘削用機材を供与すると共に、過去に我が国協力(無償資金協力「地下水開発計画」(1992-1993年))によりブルキナファソに供与した掘削機2台、その周辺機器及び支援車両を使用することにより、同国中央部地域10県の225村落に307本の深井戸施設を建設する。また、同機材の補修に必要な部品を調達する。
3. 案件の妥当性	<p>全般的評価：A(外部有識者による二次評価:A)</p> <p>ブルキナファソは村落給水分野の整備を重要かつ優先課題として国家開発計画(「第5次国家開発計画」(1986~1990年)、第6次国家開発計画(1991~1995年)、公共投資3カ年計画(1996~1998年))の中で取り上げ、様々な形で村落給水事業に取り組んできている。</p> <p>また「貧困削減文書(PRSP)」(2002年策定、2004年改訂)において給水・衛生分野は、4つの戦略の1つである「貧困層の社会サービスへのアクセス保障」に関する戦略項目の中で「貧困層の飲料水へのアクセス保障」と位置づけられ、年間1,000本の深井戸建設と500本の深井戸改修という数値目標が示されている。</p> <p>更に同国は、2006年12月、PRSPに準拠した「給水・衛生分野の国家計画2015(PN-AEPA2015)」を策定した。PN-AEPA2015では、2015年までに村落部の給水率を60%(2005年)から80%への向上を目標としている。このように同国の国家開発計画において、飲料水供給は常に最</p>

	<p>優先課題と位置づけられてきており、また基礎生活分野の支援を重視する我が国援助政策にも合致していることから、本件の実施は妥当であるといえる。</p>
4. 施設／機材の適切性・効率性	<p>全般的評価：A－</p> <p>本案件で供与した機材は井戸掘削に十分活用されており、また、本計画で設置された手こぎ式ポンプ及び足踏み式ポンプは、故障の際には現地の水管理委員会が交換部品を調達し修理されるなどして、適切に使用されていることが確認された。（外部有識者による二次評価 A -）</p>
5. 効果の発現状況（有効性）	<p>全般的評価：A（外部有識者による二次評価 A -）</p> <p>今次聞き取り調査（農業省水総局及び深井戸設置村落住民）の結果、本件実施後、対象 10 県においては下記 6. に記すとおり、ギニア・ウォーム等水因疾病に患う住民が著しく減少したことが認められた。同国においては、多くの女性や子どもが水汲み労働に従事しているが、本件対象村落における女性及び子どもは同労働から相当解放されたことが現地水局事務所及び村落住民からの説明により確認することができた。</p> <p>以上より、本計画において深井戸を設置した 10 県においてはギニア・ウォーム等水因性疾病の著しい削減が確認されるなど、本件実施により期待された効果は概ね発現しているといえる。</p>
6. インパクト (上位目標への影響等)	<p>全般的評価：A（外部有識者による二次評価 A -）</p> <p>同国政府は、「公共投資計画」において 1997 年までにギニア・ウォームを撲滅するとしている。農業・水利・水産資源省水総局及び同地域事務所関係者からの聞き取りによれば、深井戸設置の 10 県においてはギニア・ウォーム等水因性疾病の発生が大幅に減少し、村落民の社会経済参画がより活発となったとしており、この点において本件計画の実施は「公共投資計画」の上位目標に肯定的なインパクトを与えたものと評価できる。</p> <p>同国保健省の統計によれば、本計画が開始した 2001 年のギニア・ウォーム患者数は 1,030 件、2002 年は 590 件、2003 年は 203 件、2004 年は 60 件、2005 年は 30 件、2006 年は 5 件、2007 年には 3 件と、着実に減少している。保健省統計によれば、2005 年から 2007 年の 3 年間で、本件対象県の内ギニア・ウォーム患者が発生したのはナメンテンガ県とロルーム県の 2 県のみであることからも、本件は同国のギニア・ウォーム撲滅対策に、大きく貢献したものといえる。</p>



写真 1：手こぎ式ポンプ井戸

7. 自立発展性・さらなる改善の余地 (改善の余地がある点については以下に記入)	<p>全般的評価：A一（外部有識者による二次評価：B）</p> <p>本件対象サイトでは、手漕ぎ式ポンプ又は足踏み式ポンプが故障した場合は、各村落の水管理委員会が集金した自己資金により修繕するなど、全体的には水管理委員会は機能している。また、本案件で設置された手こぎ式ポンプ又は足踏み式ポンプは、簡易な施設又は機材であることから、現地での部品調達及び維持管理の観点から適切であったといえる。しかし、水総局によれば、村落によっては、現金収入のない世帯が多いこと、水管理委員会が無償で形成されていること等の事情から、村民から定期的に水使用料を集金できないことがあるため、深井戸施設が故障した場合、修繕されないままの状態が長期に及ぶことがあるとしている。このため故障した深井戸施設を長期に放置しないよう方策を講じる必要がある。</p>
(1) 対応方針	<p>水総局は、深井戸施設の恒常的な維持管理を図るため、以下を対応方針として検討をすすめており、当館としても対策が講じられるよう働きかけを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深井戸施設の維持管理は、各村の水管理委員会から当該村落の村長とする。</li> <li>・ 深井戸施設が故障した場合、直ちに修繕が可能となるよう村長（村当局）と修繕業者（技術者）との間で深井戸施設に係わる維持管理契約を締結する。</li> </ul>
(2) 対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の水管理委員会は無償で形成されていることもあり、世帯によっては現金収入がないこと等から、水使用料の集金を強制的に行うことが困難な場合があるなどの反省を踏まえ、村長（村当局）の下でより確実に水使用料の集金を行うこととしたいとしている。かかる集金体制により、修繕費等資金の安定的確保が可能となる。</li> <li>・ これまで深井戸施設の故障毎に修繕等維持管理を行ってきていたが、自己資金の不足、早急な技術者又は交換部品確保の困難等により、故障後直ちに修繕できない場合が生じていた。かかる事情を踏まえ、村長（村当局）と修繕業者（技術者）との間で深井戸施設に係わる維持管理契約を取り交わすことにより、迅速な対応が可能となる。</li> </ul>
8. 広報効果（ビジュアリティー）	<p>全般的評価：A一（外部有識者による二次評価：B）</p>

	<p>本件計画において設置された深井戸サイト村落住民は、概ね同深井戸が我が国支援により建設されている旨理解している趣であった。なお各深井戸囲いに我が国ロゴマーク・プレートが設置されていることが確認できたが、深井戸建設後既に約8年が経過し、この間厳しいサヘル気候に晒されて、そのロゴマークが不明瞭になっている。</p>  <p>写真2：井戸に設置された銘板</p>
9．被援助国による評価 (外交的効果についても、本欄に記述する)	<p>実施機関である農水・水利・水産資源省水総局は、本計画を実施した10県においては、客観的データは持ち合わせていないとしつつも現地事務所等からの報告によれば、ギニア・ウォーム等水因性疾病は大幅に減少したものと認識している。このように、本計画は当初の計画目標を達成したものと評価している。</p> <p>他方、近年の人口増加に伴い、既存の井戸等給水施設での飲料水供給サービスが相対的に低下してきていることから、水因性疾病が再発する危険性が高まっているとの懸念も示された。</p>
10．提言・教訓	<p>今回の調査を通じ、本計画実施地域でのギニア・ウォーム等水因性疾病は著しく減少したことが確認されたことから、本計画の目的はほぼ達成できたものと評価できる。しかし、同国村落部の給水率は未だ60%であり、また同国人口が増加傾向にあることから更なる飲料水給水施設の整備が必要な状況にある。同国は、PN-AEPA2015において、2015年までに村落部の給水率を60%（2005年）から80%への向上を目指している。このように同国の国家開発計画において、飲料水供給は常に最優先課題と位置づけられてきていることからも、我が国は同国政府及び他のドナーと協調しつつ、同分野での支援を継続していくことが重要である。</p> <p>また、我が国ロゴマーク・プレートが経年劣化していることから、例えば新しいプレートに取り替えるか、我が国との経済協力案件であることが分かるような代替品を設置することにより、我が国援助の広報効果を持続させることができると考える。</p>
11．その他	なし